

質問回答

2014年9月8日

「2014年度案件別事後評価：パッケージ -3(モザンビーク、ブータン、パレスチナ)」

(公示日：2014年8月27日 / 公示番号：140693) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 6 頁、および 20 頁。	評価対象とする業務従事者(総括/プロジェクト評価1)の予定人月数は1.55M/Mとなっています(6頁)が、他方で、「業務量の目途」は全体で5.27M/Mとなっています(20頁)。両者の差3.72MMに該当する業務については、評価対象とする業務従事者(総括/プロジェクト評価1)が、1.55M/Mを越えてその一部を行うことは認められるのでしょうか。	業務指示書「別添 2 2014 年度案件別事後評価パッケージ 案件一覧」の「注) 評価対象の考え方」のとおり、評価対象者の MM 総計は「評価対象予定 MM」欄の数字以上とするため、ご理解のとおりで間違いございません。
2	業務指示書 20 頁。	「業務従事者の構成」として、「総括/プロジェクト評価1」と「プロジェクト評価2」の 2 名があげられていますが、「業務量の目途」の範囲内で、この2名に加えて「プロジェクト評価3」を配置してよいのでしょうか。また、この「プロジェクト評価 3」は評価対象外であるので、経歴書を添付しなくてもかまわないのでしょうか。また、これが外国人の場合、JICA 様式(様式6)でなくても英文の略歴(フォーマット自由)は必要でしょうか。	業務指示書「別添 2 2014 年度案件別事後評価パッケージ 案件一覧」の「注) 評価対象の考え方」のとおり、「業務従事者数(予定)」欄記載の数字を上回る人数の提案を認めます。ただし、その妥当性等は「要員計画の妥当性」にて評価します。 また、プロポーザル提出時においては、左記ご理解のとおり、本「プロジェクト評価3」の経歴書の添付は不要です。

以上

2014年度案件別事後評価パッケージIV案件一覧

別添2

パッケージ	対象国	対象案件数	対象案件分野	対象案件スキーム	業務従事者数(予定)	評価対象者数	全体M/M	評価対象予定M/M	各PKG特徴	プロポーザル頁数	
IV	1	フィリピン	5	港湾、地域開発、防災、灌漑、上水	有償	3	1	9.88	3.20	「スービック港開発事業」は通常の事後評価に加えて、妥当性の追加分析を行う。「ムスリム・ミンダナオ自治地域平和・開発社会基金事業」は、通常の事後評価に加えて、インパクト評価にかかる情報収集・データ収集を行う。「地方上水道整備事業(5)」は受益者調査のサンプル数を200とする。なお、「ムスリム・ミンダナオ自治地域平和・開発社会基金事業」及び「マリトボグーマリダガオ灌漑事業(I)」とも通航制限地域であるため、現時点では本業務従事者はマニラにおいて情報収集を行い、現地調査は現地調査補助員が行うことを想定する(戦争特約該当せず。一般管理費率は40%から変わらず)。	30
	2	パキスタン	1	道路	無償	2	1	4.49	1.45	パキスタン「国道二十五号線(カラローウッド間)改修計画」は治安上評価者が踏査できないサイトは現地調査補助員が代替調査し、本業務従事者は、現段階では渡航制限がかかっていないカラチを拠点に実施機関協議等を行うことを想定する(今後も安全情報を随時確認する必要あり。戦争特約該当せず。一般管理費率はパキスタン案件分のみ50%)。	15
		ネパール	1	道路	無償						
		ミクロネシア	1	空港	無償						
	3	モザンビーク	1	教育	無償	2	1	5.27	1.55	パレスチナ案件では、現地調査補助員は現地事情に精通し治安状況の把握も可能な人材を備上する。	15
		ブータン	1	教育	無償						
		パレスチナ	1	地方行政	技協						

注) 評価対象の考え方

- ・上記「業務従事者数(予定)」欄記載の数字を上回る人数の従事者の提案を認めます(その妥当性等は「要員計画等の妥当性」にて評価します)。
- ・ただし、その場合、①評価対象者数は上記「評価対象者数」欄記載の数のみとします。②評価対象者のM/M総計は、上記「評価対象予定M/M」欄記載の数字以上とします。
- ・これに反した提案は、減点の対象となる場合があります。